酪農学園大学

# ハラスメント防止ガイドライン







# はじめに

本学は、人としての基本的な人権を定める「世界人権宣言」 および「本学の建学の精神」に基づいて、互いの人格を尊重 し、人権侵害のない大学の環境づくりに努力します。

このガイドラインの目的は、「ハラスメント」に関する知識をもっていただき、「ハラスメント」の発生を防止することにあります。

「ハラスメント」の被害にあった場合や「ハラスメント」 行為に気づいた場合には14-15ページに示された窓口に相談 してください。大学は問題解決の手順にしたがって解決を支 援いたします。

人権侵害のない大学の環境づくりにこの「ガイドライン」 を役立てていただければ幸いです。



## 目 次

はじめに
ハラスメントのないキャンパスを目指して
ハラスメントとは
1 セクシュアル・ハラスメントとは
環境型のセクシュアル・ハラスメント
対価型(地位利用型)のセクシュアル・ハラスメント
性別、性自認、性的指向に関するセクシュアル・ハラスメント
2 アカデミック・ハラスメントとは
アカデミック・ハラスメント
3 その他のハラスメントとは
モラル・ハラスメント1
<b>ハラスメント相談窓口</b>
<b>ハラスメント相談・対応の流れ</b>
ハラスメント問題解決の手続きに関するフローチャート …1

※ガイドラインに記載されたハラスメント事例は想定される事案をもとに作成されています。

### ハラスメントのないキャンパスを目指して

みなさんはハラスメントという言葉を 知っていますか。では、どういうことが ハラスメントになるのかを知っています か。こう聞かれたら、困ってしまう人も 多いのではないでしょうか。

本ガイドラインは、このような状況を 想定して、どういうことがハラスメントになるのかをQ&A 形式で具体例を挙げて説明しています。また、もし実際にハ ラスメントに遭遇したとき、どこに相談し、どのように対応 されるのか、フローチャートで示しています。

ハラスメントが起きる最大の要因は人権意識の欠如にあります。ひとりひとりがしっかりとした人権意識を持ち、建学の精神の「隣人愛」を実践することで、ともに学びやすく働きやすい大学となり、ハラスメントをなくすこともできるのではないでしょうか。本ガイドラインが活用され、ハラスメントのないキャンパスを実現できるよう願っています。

### ハラスメントとは

ハラスメントとは、「嫌がらせ」や「いじめ」を意味し、相手の意 に反する不当な言動によって、相手に不快な思いや屈辱的な思いを抱 かせ、相手の人権を侵害することを表します。「酪農学園大学ハラス

メント対策規程」は、ハラスメントを「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「その他のハラスメント」に分類し、その全体を「キャンパス・ハラスメント」と定義しています。次ページ以降に示す具体例では、この分類に従って、ハラスメントの実例をあげていきます。



# 1 セクシュアル・ハラスメントとは

セクシュアル・ハラスメントとは、不当な性的言動によって、相手や周囲の 人たちに不快感や屈辱感を抱かせることを表します(詳しい定義は、「酪農学 園大学ハラスメント対策規程」第5条を見てください)。

なお、セクシュアル・ハラスメントは、「環境型」と「対価型」(地位利用型)に大別されますので、まずはその観点から具体例を挙げ、さらに「性別、性自認、性的指向」に関するセクシュアル・ハラスメントの具体例を示します。

### 環境型のセクシュアル・ハラスメント

大学における環境型のセクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動によって、教育や研究をはじめとする大学内外の生活環境を悪化させることを表します。

# (1) ゼミ室のパソコンにヌード画像や動画等が入っていて迷惑だと感じています。

ゼミ室のパソコンは共有物ですので、パソコン内に教育や研究に関係のないヌード等の性的な画像や動画があるということ自体が不当で不快なものとなりえます。また、学生が所有しているパソコン、タブレット端末、スマートフォン等であっても、性的な画像や動画等を他の人に見えるようにゼミ室に置いていたり、他の学生等に見せてからかったりすることはセクシュアル・ハラスメントになります。



### (2) 先生が授業中に性的な内容の話をする。

この場合も不当で不快なものであるかが問題となります。授業で性の問題や課題に触れることが必要な場合や動物の生殖を扱う内容であれば、不当とは言えません。しかし、授業の内容とは無関係に性的なことを言って誰かをからかったりすることはセクシュアル・ハラスメントになります。

実例を挙げると、服装等に対して、「セクシーだね」「誘っているの」などと言ったり、「彼氏(彼女)とどこまで進んでるの」といった性的な内容やプライベートな内容に踏み込んだりするのはセクシュアル・ハラスメントだと言えます。また、午前中の授業に遅刻した学生に「昨日は男と夜遊びしたから遅れたのか」と言ったり、授業中に具合の悪そうな学生に「生理中か」と言ったりするという事例も知られています。

(3) ゼミの打ち上げで先生が手を握ってきて嫌でした。ゼミ室や研究室では、 二人きりでいてもそんなことは全くないですし、先輩からもお酒の席のこ とだし、それはふざけていただけでハラスメントじゃないし、大袈裟に考 え過ぎだよと言われました。

これは明らかなセクシュアル・ハラスメントです。ハラスメントというのは、お酒の席だから、学外だからということで許されるものではありません。お酒の席や学外という気の緩みやすい場所こそいっそう気をつける必要があります。また、この事例の場合は、相談に乗ってくれた先輩の対応にも問題があります。たかが手を握られたくらいでとか、カラオケでデュエットさせられたくらいでとかといった軽い対応が、ハラスメントの問題を隠蔽し、被害者を二次被害(セカンド・ハラスメント)に陥らせ、さらにハラスメントの再生産につながっていく危険性をはらんでいるのです。

また、この事例の「先生」を「先輩」や「上司」に置き換えて考えてみることも大切です。セクシュアル・ハラスメントが「教員と学生」の間だけではなく、「職員と学生」「教職員と教職員」「学生と学生」といったあらゆる関係にも起こりうるということが明らかとなります。



(4) 学生に会ったときや学生指導のさい、コミュニケーションの一環だと思って、ポンと軽く触れる程度に肩や背中などを叩いたり、「格好いいね」とか「可愛いね」とか声をかけたりしているのですが、これらの行動もセクシュアル・ハラスメントになるでしょうか?

肩や背中などに触れる行為そのものや相手をほめる言葉そのものが必ずしもセクシュアル・ハラスメントになるわけではありません。しかし、その言動を嫌だと思う人もいますので、嫌だと言われたときには、自分の意図よりも相手が不快に感じているということを第一に考え、その言動を止めることが必要だと思われます。また、「嫌だ」「止めて」ということを言い出せない学生もいますので、不用意に親密さを示すことがハラスメントにつながってしまう可能性があることにも注意が必要です。

不必要に顔を近づけ過ぎたり、身体的に接触したりしないように気をつけることも必要ではないでしょうか。ハラスメントを未然に防ぐには、言動そのものに注意を払うことももちろんですが、それ以上に日頃から相手の気持ちに配慮したコミュニケーションを図ることが大切です。

(5) 飲み会の席で大学の教職員を「おばさん」や「おじさん」呼ばわりして、その人の性別、年齢、容姿、服装等をからかっていたので、不快に思って止めたのですが、冗談がわからないとか空気が読めないとか言われてしまいました。

これは学生にも教職員にも注意が必要なことですが、年上の人やあるいは自分と同世代や年下であっても、「おじさん」や「おばさん」などと揶揄することは頻繁に起こることです。たとえ飲み会の席であっても、それが大学の不特定の構成員が集う場所だとすれば、プライベートな場とは言えませんので、特に性別、年齢、容姿、服装等で人をからかうことは相手の人格をおとしめる言動となります。もっとも、完全なプライベートな場であれば何を言ってもいいのだということではなく、このような発言の背後に潜む人権意識の欠如や性差別の問題に留意することが重要だと言えます。

### 対価型(地位利用型)のセクシュアル・ハラスメント

大学における対価型(地位利用型)のセクシュアル・ハラスメントとは、教職員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった力関係(権力関係)を背景として、相手の意に反する不当な性的言動によって、修学上の利益や不利益を与えることを表します。

(1) 授業で教員が不用意に「下ネタ」を言うので、嫌な内容であることを伝えたら、「嫌なら授業に出なければいい」「このくらいの冗談が通じない学生は、自分の授業には不要だ」「単位は要らないってことだね」と言われました。

これらは自分の不当な性的言動に反対する学生に対して、修学上の不利益を被らせており、単位認定の可否をも持ち出しているといえますので、典型的な対価型のセクシュアル・ハラスメントと言えます。この場合、不当な性的発言は環境型のセクシュアル・ハラスメントですが、その後の学生に対する教員の対応は、教員と学生という力関係を背景とする対価型のセクシュアル・ハラスメントになっています。

- (2) ある先生のセクシュアル・ハラスメントについて別の先生に相談したら、「あの先生は前からそうなんだよ」と言われ、仕方ないと思って諦めました。 このような対応はハラスメントの二次被害を生み出しており、典型的なセカンド・ハラスメントです。ハラスメントの被害に必要な対策を講じることは本学の責務です。学生が仕方ない、諦めるしかないと感じさせてしまう大学の姿勢そのものがセカンド・ハラスメントに該当します。
- (3) ある先生のセクシュアル・ハラスメント発言がひどいので、別の先生に相談しました。すると、「あの先生は大学にとって欠かすことのできない人だから、あまり強く言って、へそを曲げられたら困るから」と言われ、対応してもらえませんでした。先生と学生では存在感や必要度も違うし、ひたすらセクシュアル・ハラスメント発言に耐えています。

これも典型的なセカンド・ハラスメントです。また、この事例は対価型のハラスメントの一種でもあります。問題となっている教員の教育や研究が大学に欠かせないものであるとしても、そのことによってセクシュアル・ハランスメントが許されるものではありませんし、学生が教員と比べて自分の存在を小さいものだと考える必要もありません。

### 性別、性自認、性的指向に関するセクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、「性別」(セックス)「性自認」(ジェンダー)「性的指向」(セクシュアリティ)に関することでも起こります。性別に基づいて人を分け隔てすること、性自認の多様性を認めないこと、そして性的指向を無視して異性愛を当然視するといったことがセクシュアル・ハラスメントを生み出す大きな要因になると考えられます。

- (1) **大学院の進学の相談をしたら、「女(男)はとらない」と言われました**。 性別によって進学に制限をもうけることは明らかなセクシュアル・ハラ スメントです。
- (2) ゼミのお茶やお菓子の用意、食器洗い、掃除等は女の仕事だと言われ、 力仕事は男の仕事だと言われている。

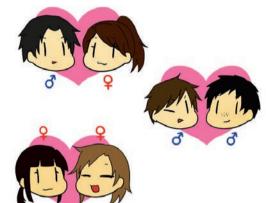
性別によって、個々人の特性が決定されるわけではありません。当たり前のことですが、家事等が得意な男性もいますし、力仕事等が得意な女性もいますので、個々の適性に基づいて仕事の割り振りを考えることが必要ではないでしょうか。

(3) 就職に関する話を聞きに行ったら、「女は就職がなくても、永久就職をすればいい」と語る教職員がいて、それに呼応するように、「男は結婚してようやく一人前になるのだから、そういった相手を学生時代に見つけるように」と話す教職員もいて、何かモヤモヤした気持ちでいます。

結婚するか否かは個人の自由です。かつてはこのような考えが社会内で支配的でしたが、男女雇用機会均等法が施行された現在においては職場等で、このような性別役割分担を当然視する考え方は認められません。本来は結婚と就職とは無関係ですし、結婚によって一人前かどうかが決まるわけではありませんので、このような発想の背後には「性差別」(性別によって人の役割を固定化しようとする考え)や「異性愛主義」(異性愛を規範にすることで同性愛や両性愛を逸脱とする考え)が横たわっています。

(4) 情熱的な先生が「男だったら女と恋をしろ」「女だったら男と恋をしろ」と熱く語っていて、恋愛を語る先生っていうのも悪くないと思ってはいるのですが、わたしは「同性愛者」なので、「男が女を愛するのが自然」「女が男を愛するのは当然」と言われているみたいで、楽しく聞きながらも、淋しさや悲しさを感じてしまいます。

これは異性愛を規範とする考え方、すなわち異性愛主義の問題を指摘する意見です。この社会には異性愛者だけではなく、同性愛者も両性愛者もいるのですから、授業やゼミ、飲み会や打ち上げ等の場で恋愛について話題にする場合には、性的指向の多様性に留意することも大切です。





# 2 アカデミック・ハラスメントとは

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究機関における力関係(権力関係)を背景として起こるハラスメントを表します。より分かり易く言えば、大学でのセクシュアル・ハラスメント以外の不快で不当な言動全般を表します(詳しい定義は、「酪農学園大学ハラスメント対策規程」第5条を見てください)。

### アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、キャンパスの内外を問わず起きます。以下の具体例では、授業、ゼミ、実習といったキャンパス内の事例をあげていますが、キャンパスを離れた課外活動や親睦会といった場でもハラスメントは起きるものですので、その点にも注意をしてみてください。

(1) 試験の得点が悪かったわたしを含む学生が、授業中に先生から「バカ」呼ばわりされ、「幼稚園からやり直せ」と言われてしまいました。そんな酷いことを言わなくてもと思ったのですが、試験の結果が悪かったのは自分なので、我慢するしかないと思っています。でも、そのときのことを思い出すと辛くて涙が出てきます。

この事例は明白なアカデミック・ハラスメントです。たとえ試験の結果が悪くても、人格を否定するような暴言は許されるものではありません。また、この事例ではクラス全員の前で当該の学生たちに恥をかかせ、成績の悪かった学生を見せしめにすることでクラス全体の成績を上げようとしている節があります。この学生は暴言の影響によって、フラッシュバックを引き起こし、精神的ダメージを受けて、感情をコントロールできなくなっています。早急にハラスメントの対策をし、精神的ダメージを回復することが求められます。

(2) 実習中のことですが、先生の言うようには器用に作業ができないということもあって、トロトロするなと怒鳴られ、「足蹴り」されてしまいました。他にも不器用な学生が突き飛ばされることもあり、殴られた学生もいます。

この事例は悪質なハラスメントであるばかりか、暴行事件です。実習の場では、危険を回避するために教職員等が咄嗟の判断で大きな声で注意を

することもあるかもしれませんが、暴言を浴びせたり、突き飛ばしたりすることは不当な言動であり、許されない行為です。「殴る蹴る」といったことは犯罪行為となります。

(3) 授業でわからないところを聞きに行ったら、忙しいと言われ、何度訪問しても忙しいと言って対応してもらえません。

教育は教員の大切な職務ですので、学生に向き合うことを蔑ろにしてはいけませんので、この事例は教育的ネグレクトと呼ばれるハラスメントになると考えられます。

(4) 卒業論文のテーマが指導教員の思いとは違っていたことを理由に、満足な 指導をしてもらえませんでした。そこでテーマを先生の言う通りにしたら、 結局そのテーマは先生の論文のお手伝いでしかなく、実験のデータも先生 が使用するためのものでした。

卒業論文のテーマを学生と話し合うことなく、教員の恣意的理由で変えてしまうことは不当だと言えます。このような事例の場合は、指導教員の研究テーマを共同で研究するように依頼し、学生の了解を取り付けたうえで、その共同研究で学生が担当する部分が卒業論文となり、指導教員の論文には学生が共同執筆者として明記されるか、学生の研究やデータを用いた部分で学生の研究に依拠している旨を明記しなくてはなりません。

(5) ゼミ内で自分だけが研究機器の使用をさせてもらえず、研究調査も認めてもらえない状況にあります。

これは教育的ネグレクトの状況にあると考えられます。もし学生本人に問題があるために、このような対処をしているとしても、そのことで学生の研究に不利益を被らせることは不当だと言えます。まずは教員の側から学生に問題解決の機会を作るように働きかけ、このような酷い状況を是正して学生が学びやすい環境を作ることが大切です。

(6) 成績が悪かったために、長期休暇中に大学の決まった場所で朝から夜まで 勉強するよう強制され、部活やアルバイトなども休まざるをえないのが実 情です。

人を半ば強制的に一箇所に集めることは、「囲い込み」(ドメスティケーション)であり、その状態が恒常化すると、学生は教員のマインド・コンロトール下に置かれ、一個の独立した人格から教員に従順に従うロボット

のように操られてしまうことが懸念されます。

また、この事例は学生が部活やアルバイトなどを休まざるをえない状況をも作り出しています。学生にとって、勉学は最も大切なことの一つではありますが、部活やアルバイトも大学生活の重要な糧になるものですので、その自由を不当に奪うようなことが行われているのは明らかな人権侵害です。

### (7) 卒業後の進路について干渉や妨害をされます。

学生の適性等を見ながら、進路等(就職、その他)についてアドバイスを与えることは大切ですが、大学側(教職員)の都合によって、学生の進路について干渉したり、妨害したりすることは不当なことです。

# (8) ある授業において、常識的に考えて、こなしきれないノルマが課せられています。

学生が一週間にこなすことのできる勉強は限られています。したがって、その能力を超えたノルマを課すことは不当ですので、これはアカデミック・ハラスメントになります。学生生活の全体を見渡しつつ、特に他の授業との兼ね合いをも考慮して、学生がこなすことのできる範囲内で学習が完了するよう配慮することが必要です。



# 3 その他のハラスメントとは

本学のハラスメント対策規程には、「その他のハラスメント」という分類があり、主としてパワー・ハラスメントとモラル・ハラスメントを念頭に置いています。本ガイドラインは、学生と教職員、学生と学生の関係を扱っており、教職員間の問題には言及してはいません。ここでは前項のアカデミック・ハラスメントの問題が教職員の間で起こった場合、それがパワー・ハラスメントにも相当するということを指摘するに止め、モラル・ハラスメントの実例をいくつか挙げておきたいと思います。

### モラル・ハラスメント

モラル・ハラスメントとは、「配偶者」「恋人」「親子」といった親密な関係における「精神的暴力」を表します。「モラル」(道徳・倫理)や「愛情」を装っているために、そこにハラスメントが存在していることに被害者が気づかないことが少なくありません。また、モラル・ハラスメントは、いわゆる上下関係の存在しない対等な関係の間でも起こりますので、ハラスメントとしては表立ってあまり問題になっていないという現状があります。

特に学生の問題ということに焦点を当てて考えると、交際相手との間のデートDV(ドメスティック・ヴァイオレンス)の問題と重なり合うことが多いですので、この観点から具体例を挙げることにします。

(1) バイトや友達との約束があったので、交際相手とのデートを断ったら、自分を最優先にしないのは愛がないと怒り出し、そんなバイトは辞めた方がいい、そんな友達とは縁を切るようにと言われました。

これは典型的なデートDVであり、モラル・ハラスメントでもあります。こういった事例では、相手のスマホを取り上げて、着信履歴、メールやSNSの連絡相手を確かめ、メッセージをチェックしたり、気に入らない相手のアドレスを消してしまったりする人もいます。プライベートやプライバシーを大切にす



ることで、相手に対する愛情が不足するというものではありません。こういった人は交際相手を自分の所有物だと思い違いをしていると考えられます。このような状態が続くと、社会から孤立し、精神的に追い詰められてしまう危険性があります。

(2) 何か気に入らないことがあると、怒鳴ったり、周りのものに当たったりするだけじゃなく、溜息をついたり、舌打ちをするのですが、わたしが謝るまで機嫌が直らないので、すみませんでしたと謝ることにしています。

社会を見回してみると、責任ある立場の人が、気に入らないと退席してしまったり、批判的な相手と会うことを拒んだりすることがあります。そのような精神構造と同じように、全てが自分の意のままにならないと気がすまない人がいます。悪いのは全部相手の方であり、自分には非がないと考えているようです。不機嫌さをアピールし、結局は相手が折れてしまいます。こういった事例では、交際相手に土下座させたり、反省文を書かせたりするといったことも報告されています。このような生活を続けていると、自分に非があると本当に思い込んでしまうことがありますので、注意が必要です。

### (3) 性行為を強要されます。

性行為の強要は絶対にしてはいけません。デートDVやモラル・ハラスメントの範疇を超えて、これは明らかな性的暴力です。相手がしたくないことを強要することは許されません。

### ハラスメント相談窓口

大学ではハラスメントに関する相談窓口を設けています。ハラスメントを受けていると感じたら、まずはインテイカー(相談員)に相談してください。

インテイカーは、学生等からの相談を受け、事実を聴き、発生した問題を解決に導くことを担当します。相談及びその内容はすべて秘密扱いされ、相談者や証言した学生・教職員はいかなる場合においても不利益を被ることはありません。

### [インテイカー]

学生支援課・教務課・キャリアセンター事務課の職員、各学類から選出された教員が担当しています。氏名や連絡先などは、中央館渡り廊下の掲示板で確認してください。

### ハラスメント相談・対応の流れ

インテイカーに相談した後、以下の流れで問題解決を図っていきます。その際、必ずしも申立書を提出して各種委員会で調査を進めるわけではなく、事案の内容によってはインテイカーの段階で改善・解決を進めるケースもあります。

### 相談者 (申立者)



- ・相談員(インテイカー)はプライバシーに十分配慮して、相談及び問題解決に必要な支援を行います。あなたは相談することによって不利益を受けません。
- ・相談は、学生相談室や医務室、各課窓口、キリスト教担当教員の方でも受け付けます。
- ・キャンパスハラスメント申立書を受け取り、全学ハラスメント防止及び解決委員会に報告します。
- ・相手に注意して行動を変えるよう促したり、関係者間の調停(話し合い)で解決を図る場合もあります。

### 全学ハラスメント防止及び解決委員会(委員会)

・申立書を受理後、ハラスメント事実調査委員会を組織します。

### ハラスメント事実調査委員会(調査委員会)

- ・申立者及び被申立者の双方に聞き取り調査を行い、ハラスメントの事実関係を明らかにします。
- ・申立者及び被申立者の双方に調査結果を通知します。
- ・全学ハラスメント防止及び解決委員会に調査結果を報告し、解決に必要な措置を上申します。

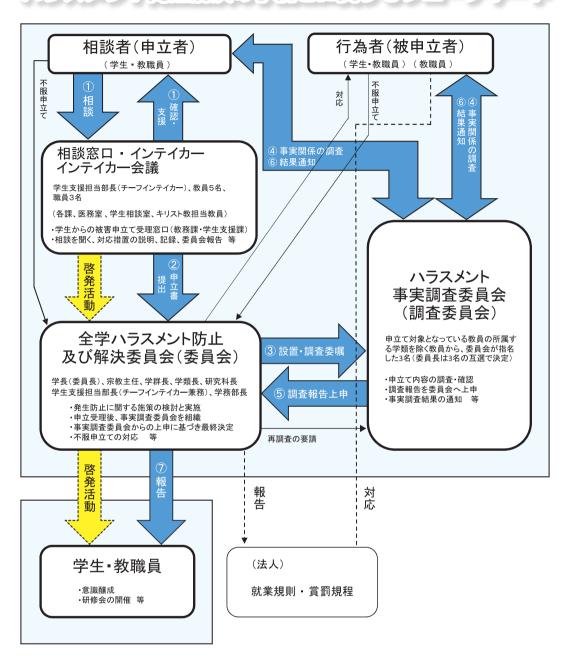
### 全学ハラスメント防止及び解決委員会(委員会)

- ・ハラスメント事実調査委員会からの報告及び上申を受けて対応を検討し、とるべき措置を決定します。
- ・不服申立てがあった場合は再度協議を行い、必要と認められる場合はハラスメント事実調査委員会に 再調査を求めることがあります。

### 改善・解決

- ・行為者(被申立者)に対し、状態の改善や解決がはかられるよう、適切な措置を講じます。
- ・行為者(被申立者)への処分は権限のある機関で学内諸規程に従って決定します。

### ハラスメント問題解決の手続きに関するフローチャート



# **MEMO**

イラスト作成協力者

該当イラストページ

酪農学園大学 漫画倶楽部

北田美沙(キタダ・ミサ)

はじめに、2、4、11、12

上代紗央(カミダイ・サオ) 3、8

松島野絵(マツシマ・ノエ) 表紙、2、8

### 酪農学園大学

### ハラスメント防止ガイドライン

2015年4月第1版第1刷発行

2016年4月第2版第1刷発行

2017年4月第3版第1刷発行

2018年4月第4版第1刷発行

2019年4月第5版第1刷発行

2020年4月第6版第1刷発行

2021年4月第7版第1刷発行

発 行:酪農学園大学

印刷・製本: 社会福祉法人北海道リハビリー

本書掲載記事・イラストの無断転用を禁じます



酪農学園大学は、2014年度(公財) 日本高等教育評価機構による大学機関 別認証評価において大学評価基準に適 合していると認定されました。